

仕 様 書

1 案件名

区の広報事業用 会見バナー（表示面）①外1点 買入

2 材質、形状・数量

別紙1「仕様書（品名一覧）」のとおり

デザインについては、別紙2「デザイン案」を参照

※デザインについては変更する場合がある。

3 印刷データ

契約締結後、本市より作成したデータ（PDF等）を提供する。

4 校正

・デザイン・色校正および文字校正を1～2回程度までとする。（画像データでも可とする。）なお、誤植等がある場合はこれに限らない。

・成果物の印刷用データPDF等を成果物納入時、合わせて提出すること。

5 納入場所

大阪市住之江区御崎3丁目1番17号（住之江区役所4階）

総務課（ICT・企画）42番窓口

6 納入期限

令和7年10月31日（金）

7 その他

- （1） 公募型比較見積への参加にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上参加するものとする。
- （2） 質問受付期間経過後の疑義については、本市の解釈によるものとする。なお、細部については、事業担当者が指示するが、仕様書の記載のない事項で必要と認められる疑義が生じた場合は、事業担当者と協議のうえ決定すること。
- （3） 契約締結後、速やかに事業担当者と印刷イメージの詳細について協議すること。
- （4） 作成したデータの著作権及び成果品となった印刷物に係る一切の権利は、発注元に帰属するものとする。（ホームページ等への掲載や増刷等の場合に納入されたデータを使用することがある。）
- （5） 納入については事前に事業担当者と十分に打合せを行い、納入の際には大阪市グリーン配送実施要綱の規定に従うこと。

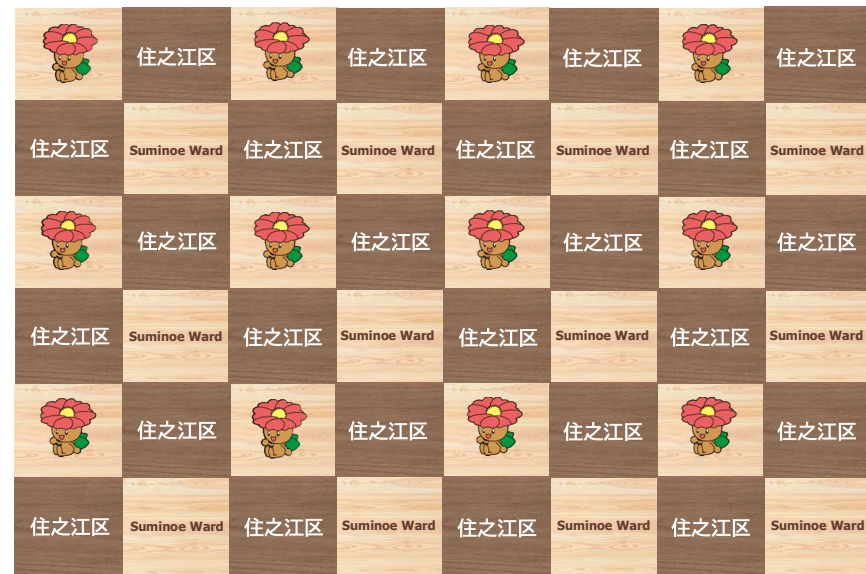
- (6) 納入にあたって諸物品もしくは建造物等に破損、紛失などの損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。
- (7) 納入に伴って発生した梱包材等は、受注者で持ち帰り、適切に処分すること。
- (8) 納入にあたっては、納品書及び単価のわかる内訳明細書を作成し、提出すること。
- (9) 搬入に際してエレベーターを使用することは可能である。
(内寸:幅 1600mm 奥行 1500mm 高さ 2300mm / 入口:幅 900mm 高さ 2100mm)
- (10) 納品物は全て新品とし、不良品であることが判明した場合には、速やかに代替品と交換すること。
なお、交換に係る費用は、受注者の負担とする。
- (11) 製作・納入等にかかる全ての費用は契約金額に含むものとする。

8 事業担当 〒559-8601 大阪市住之江区御崎3-1-17
大阪市住之江区役所総務課 (ICT・企画)
担当者: 藤井・菅
Tel : 06-6682-9992 / Fax : 06-6686-2040

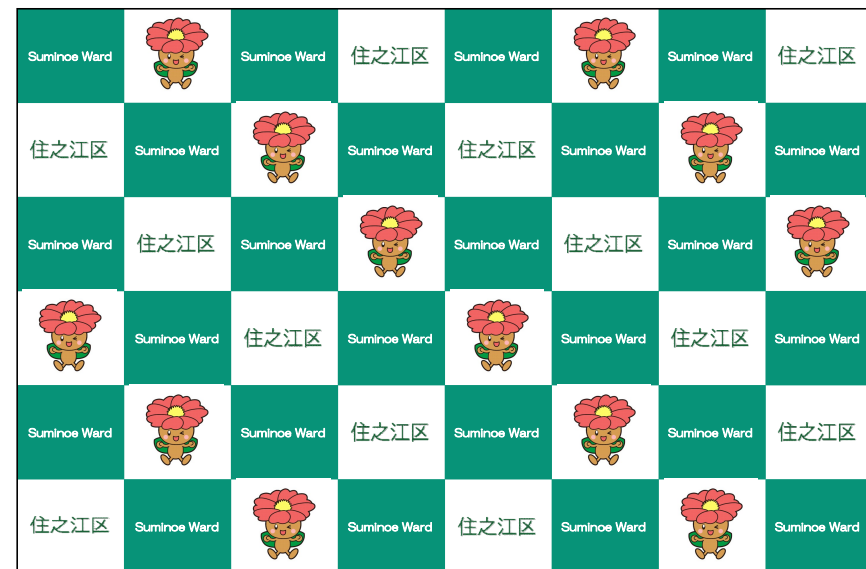
仕様書(品名一覧)

No	品名	種類等	備考	発注数	
1	会見バナー(表示面)①	2400mm×2400mm 袋縫い加工(上・下) 防災トロマットまたは防災ターボリン 防災表示は裏面の四隅付近いずれかに付すること 片面フルカラー印刷 2枚以上の布を継ぎ合わせる場合は継ぎ目をマス目の境に合わせて縫製すること	・次の会見バナー(枠組)に対応するものであること バナースクリーン P・O・Pプロダクツ株式会社 品名:バナースクリーンα 品番:68945 ・メディアのみ、枠組は不要	1	枚
2	会見バナー(表示面)②	2400mm×2400mm 袋縫い加工(上・下) 防災トロマットまたは防災ターボリン 防災表示は裏面の四隅付近いずれかに付すること 片面フルカラー印刷 2枚以上の布を継ぎ合わせる場合は継ぎ目をマス目の境に合わせて縫製すること	・次の会見バナー(枠組)に対応するものであること バナースクリーン P・O・Pプロダクツ株式会社 品名:バナースクリーンα 品番:68945 ・メディアのみ、枠組は不要	1	枚

デザイン案 会見バーナー(表示面)①



デザイン案 会見バーナー(表示面)②



グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車グリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
(1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
(2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：０６－６６１５－７９６５

暴力団等の排除に関する特記仕様書

- 1 暴力団等の排除について
 - (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
 - (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
 - (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
 - (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
 - (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
 - (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- 2 誓約書の提出について
受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の住之江区役所総務課（コンプライアンス担当：０６－６６８２－９６２５）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること